

3) 生コンクリート、アスファルトについて

(1) 生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

- (ア) 生コンクリート、アスファルトの単価は、プラントがない離島には適用できない。
- (イ) [⑭県北・田平地区の離島]の生コンクリートの単価は鷹島、大島、度島以外には適用できない。
- (ウ) [⑯宇久島・小値賀島]のアスファルト合材の単価は、小値賀島以外には適用できない。
- (エ) [⑰奈留島・久賀島・杵島]の生コンクリートの単価は、奈留島・久賀島以外には適用できない。

生コンクリート及びアスファルト合材プラント有無一覧

地 区	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	長崎	諫早	大瀬戸	島原	県北	東彼杵	松浦	高島
生コンクリート	○	○	○	○	○	○	○	×
アスファルト 合材	新材	○	○	○	○	○	○	×
	再生	○	○	○	○	○	○	×

地 区	⑨		⑩		⑪		⑫		⑬
	崎戸	大島	池島	松島	江ノ島	平島	宇久島	小値賀島	平戸
生コンクリート	×ただし本土と橋で連結	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	○	○	○
アスファルト 合材	新材	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	×	○	×ただし本土と橋で連結
	再生	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	×	×	×ただし本土と橋で連結

地 区	⑭								⑮
	県北・田平地区の離島								福江島
	鷹島(松)	黒島(松)	青島(松)	飛島(松)	大島(平)	度島(平)	黒島(佐)	高島(佐)	
生コンクリート	○	×	×	×	○	○※	×	×	○
アスファルト 合材	新材	×	×	×	×	×	×	×	○
	再生	×	×	×	×	×	×	×	○

※度島の生コンプラントは製造能力が時間2m3程度であり、多量に使用する場合は別途考慮すること。

地 区	⑯			⑰		⑱	⑲	⑳
	奈留島	久賀島	杵島	中通島	若松島	杵岐島	対馬Ⅰ	対馬Ⅱ
生コンクリート	○	○	×	○	×ただし中通島と橋で連結	○	○	○
アスファルト 合材	新材	×	×	○	×ただし中通島と橋で連結	○	○	○
	再生	×	×	×	×	×	×	×

(2) 生コンクリート単価の地区による補正について

- (ア) [⑬平戸地区]のうち生月島についてのみ、同地区単価に+1,000円/m3とする。・・・[TP6250]

(3) 生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

- (ア) [①長崎地区]は、3,000円/m3とする。・・・[TP6260]
- (イ) [②諫早地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり3,000円(1,760円/m3)とする。・・・[TP6261]
- (ウ) [③大瀬戸地区]は、1,500円/m3とする。・・・[TP6262]
- (エ) [⑦松浦地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり1,000円(588円/m3)とする。・・・[TP6263]
- (オ) [⑬平戸地区]は、1,000円/m3とする。・・・[TP6264]
- (カ) [⑰中通島・若松島]は、1台(1.7m3)・1回当たり3,000円(1,760円/m3)とする。・・・[TP6265]
- (キ) [④島原地区]は、2,000円/m3とする。・・・[TP6266]
- (ク) [⑲対馬Ⅰ地区]は、2,000円/m3とする。・・・[TP6267]
- (ケ) [⑳対馬Ⅱ地区]は、2,000円/m3とする。・・・[TP6268]

※ その他の地区は割増しないものとする。